

岩手県医療局管理規程第7号

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程等の一部を改正する規程

(医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部改正)

第1条 医療局の公舎の管理及び使用に関する規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

改正前									改正後								
別表第2(第4条関係)									別表第2(第4条関係)								
構造	延べ面積	経過年数及び金額(1平方メートル当たり)							構造	延べ面積	経過年数及び金額(1平方メートル当たり)						
		5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上			5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
木造	50平方メートル未満	円 263	円 223	円 188	円 154	円 121	円 87	円 87	木造	50平方メートル未満	円 292	円 248	円 209	円 171	円 134	円 97	円 97
	50平方メートル以上65平方メートル未満	321	271	230	189	147	106	106		50平方メートル以上65平方メートル未満	357	301	256	210	163	118	118
	65平方メートル以上80平方メートル未満	446	377	319	262	204	147	147		65平方メートル以上80平方メートル未満	496	419	355	291	227	163	163
	80平方メートル以上100平方メートル未満	508	429	364	298	233	168	168		80平方メートル以上100平方メートル未満	565	477	405	331	259	187	187
	100平方メートル以上	629	531	451	369	288	207	207		100平方メートル以上	699	590	501	410	320	230	230
非木造	50平方メートル未満	261	230	208	187	166	144	127	非木造	50平方メートル未満	290	256	231	208	185	160	141
	50平方メートル以上	326	288	262	234	207	180	162		50平方メートル以上	362	320	291	260	230	200	180

100平方メートル以上	629	555	503	451	399	351	321	100平方メートル以上	699	617	559	501	443	390	357
80平方メートル以上100平方メートル未満	492	434	393	353	312	275	251	80平方メートル以上100平方メートル未満	547	482	437	392	347	306	279
65平方メートル以上80平方メートル未満	413	365	331	296	263	230	211	65平方メートル以上80平方メートル未満	459	406	368	329	292	256	235
100平方メートル未満								100平方メートル未満							
65平方メートル未満								65平方メートル未満							
100平方メートル以上								100平方メートル以上							

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年岩手県医療局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>1 [略]</u></p> <p><u>2 この規程による改正後の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定により算出した公舎料の額が、この規程による改正前の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程第4条の規定により算出した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.15倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規程第4条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.15倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を公舎料の額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程（平成5年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>1 [略]</u></p>	<p>附 則</p> <p>[略]</p>

2 この規程による改正後の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定により算定した公舎料の額が、この規程による改正前の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程第4条又は医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年岩手県医療局管理規程第4号）附則第2項の規定により算定した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.185倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規程第4条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.185倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を公舎料の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程（平成12年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この規程による改正後の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定により算定した公舎料の額が、この規程による改正前の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程第4条又は医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程（平成5年岩手県医療局管理規程第6号）附則第2項の規定により算定した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.082倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規程第4条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.082倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を公舎料の額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において公舎に入舎している者であつてこの規程の施行後引き続き同一の公舎に入舎するものに係る第1条の規定による改正後の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定により算定した公舎料の額（以下「新公舎料の額」という。）が、第1条の規定による改正前の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程第4条又は第4条の規定による改正前の医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程附則第2項の規定により算定した公舎料の額に2,000円を加えた額（以下「経過措置基準公舎料の額」という。）を超えるときは、令和5年度及び令和6年度におけるその者の公舎料の額は、改正後の規程第4条の規定にかかわらず、経過措置基準公舎料の額に次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を加算した額とする。ただし、令和6年度において、第2号に定める額が第1号に定める額以下である場合は、この限りでない。
 - (1) 令和5年度 経過措置基準公舎料の額と当該年度における新公舎料の額との差額に100分の20を乗じて得た額
 - (2) 令和6年度 経過措置基準公舎料の額と当該年度における新公舎料の額との差額に100分の60を乗じて得た額